

委員 吉長 逸 郎 外九名  
外 七十六名 連 署

社長 殿

右要求に對し會社側では回答を二十七日に延期したの  
で従業員側一同協議の結果二十六日午後六時より一齊  
罷業をなし、翌二十七日朝代表者十名を以て社長に會  
見を申込たるも拒絶され同日正午社長は全従業員を工  
場控室に集合せしめ、  
要求運動を不穩當とし會社の經營狀態を述べ本回答を  
十一月十二日迄に延期し、本月分給料を全員一割増額  
する旨、申渡したのである。  
之に對し従業員側では會社の態度に遺憾なしとて其の  
代表者十名は更に社長と會見し要求事項に對する回答

を求めたるも、社長は前回答を繰返し主張したので、  
従業員一同は争議繼續を申合せ強硬態度を示し且つ同  
日午後四時更に労資双方再會見したるところ、會社側  
の態度著しく緩和し次の回答をなしたので解決するこ  
ととなつた。

士、解決條件

回 答 書

1、承認

2、各製品單價二割増値上

歴延部及切斷部は製品購買單價一割増上承認

小形部は九月より値上したるに付此價會社の景氣繼續  
し歴延部及切斷部と不公平となりたる場合考慮す。

前三者共會社の經營好況持續の場合には更に値上をなす。